

熊本市ふるさと応援寄附金支援業務委託プロポーザル実施要領

標記業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本市ふるさと応援寄附金支援業務委託

(2) 目的及び概要

熊本市ふるさと応援寄附金の受付や寄附者情報の管理、返礼品の配送等の業務について、ノウハウを有する民間事業者に包括的に委託することにより、事務の効率化や寄附手続きの利便性の向上を図る。また、新たな返礼品対象の追加や寄附受付ポータルサイトの内容の充実等に取り組むほか、ふるさと応援寄附金制度を通じて、熊本市の魅力を発信し、熊本市の取組に共感及び応援していただける寄附者の増加を図ることで、地域経済の活性化に加え、関係人口の創出に寄与することを目的とする。

(3) 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号 他

(4) 履行期間

契約締結の日から令和12年（2030年）3月31日まで

(5) 提案上限額

地方税法で定める寄附金活用可能額の割合から算出した寄附金の募集に要する費用の上限額以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本市が受託者に支払う業務委託料以外の経費（ふるさと応援寄附金の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用）を含めた全体を対象として提案を行うこと。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

(6) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市政策局秘書部広報課

電話：096 - 328 - 2043（直通）

3 選定スケジュール

内 容	日 程
実施要領等交付期間	令和 8 年 10 月 23 日（金）まで
参加表明書の提出期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 27 日（火）
質問書提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）
質問書回答期限	令和 8 年 11 月 4 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日（月）
プレゼンテーション	令和 8 年 11 月中旬（予定）
選定結果通知	令和 8 年 11 月中旬（予定）
契約締結	令和 8 年 12 月 1 日（火）（予定）

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和 7 年条例第 54 号）第 8 条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 地方公共団体から直接受注した業務として、令和 3 年度以降に履行が完了した、ふるさと応援寄附金に関する業務委託の実績を有すること（参加表明書等提出日までに業務が完了したものに限り）。

(11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて (5)、及び(10) の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、基本仕様書等の交付期間及び方法

令和 8 年(2026 年)10 月 23 日(金)まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第 32 号)第 1 条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。))。

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時までとし、熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、基本仕様書(別紙 1)等は、令和 8 年(2026 年)10 月 23 日(金)までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送(ファックス、電子メール等)により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送(ファックス、電子メール等)により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第 1 号)
- (イ) 参加資格審査調書(様式第 2 号)
- (ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績(様式第 3 号)
- (エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し
- (オ) 会社概要(任意様式)

以下の項目は必ず記載すること。

・会社名 ・本社所在地 ・業務内容

なお、提出書類のサイズについては、A4 版・片面((エ)、(オ)に限り、A4 版左とじ・両面)とする。

イ 提出期限

令和 8 年（2026 年）10 月 23 日（金）午後 5 時まで
郵送する場合は、上記提出期限必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

各 1 部とする。

エ 提出先

(7) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市政策局秘書部広報課）宛

また封筒の表面に、申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(7) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(ウ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。また、(2)ア(ウ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

- (1) 基本仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

質問書（様式第 4 号）により持参、又は電子メールにて提出すること。但し、電子メールの場合は、必ず電話で到達を確認すること。

イ 提出期間

令和 8 年（2026 年）10 月 30 日（金）まで（休日を除く。）の午前 9 時から

午後 5 時まで。

ウ 提出先

2 の担当部局

メールアドレス : kouhou@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

個別の質問書が提出されたのち速やかに開始し、令和 8 年（2026 年）11 月 9 日（月）までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が 1 者である場合の措置

参加する者が 1 者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 企画提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書 (様式第 5 号)

イ 企画提案書 (任意様式)

ウ 業務実施体制調書 (様式第 6 号)

エ 見積書 (様式第 7-1～3 号)

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 企画提案書等の作成にあたっては、「別紙 2 熊本市ふるさと応援寄附金支援業務企画提案書等作成要領」に記載の内容に従い作成すること。

(3) 提出期限

令和 8 年（2026 年）11 月 9 日（月）午後 5 時まで

郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）11 月 9 日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(4) 提出部数

正本 1 部（添付書類を含め、参加者名がわかるもの）

副本 9 部（10(1)アは不要。また、添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名を A 社とするなど。押印は不要。）

(5) 提出先

2 の担当部局

ア 持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時まで（休日は除く）

イ 郵送の場合一般書留又は簡易書留により、上記提出期限内必着とする。

封筒の表面に「業務委託名」及び「企画提案書等在中」と明記すること。

不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(6) その他

企画提案書を提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること。

11 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和 8 年（2026 年）11 月中旬（予定）

(2) 実施場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所内会議室（予定）

時間・出席者数・実施場所等の詳細は、別途通知する。

(3) 実施方法

対面による質疑応答形

(4) 実施手順

企画提案書に関するヒアリングは、以下のとおり実施する。

ア 出席者は、3 名以内とする。

イ ヒアリングは、非公開とする。

ウ ヒアリング時間は 30 分以内を予定する。

(5) その他

ア ヒアリング時の説明に際しては、提出した企画提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。但し、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て 0 点として取り扱うものとする。

ウ 結果については、プロポーザル参加者全員に対して郵送により通知する。

12 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市ふるさと応援寄附金支援業務委託に関する契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき、「熊本市ふるさと応援寄附金支援業務委託に関する契約候補者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

別紙 3「熊本市ふるさと応援寄附金支援業務受託候補者選定委員会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

選定委員は、別紙 3「熊本市ふるさと応援寄附金支援業務受託候補者選定委員会 審査基準」に示した項目ごとに評価する。

事務局は、各選定委員が評価した点数を合計し、全選定委員の合計点数を提案者の得点とし、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。但し、最高得点者が複数ある場合は、選定委員の議決により選定する。なお、提案内容が評価点の総得点の 60 パーセント未満である場合は、市が要求する水準に満たないものとして契約候補者として選定しない。

13 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が 2 者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

14 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約

期間中の寄附金収納見込額（78 億円）に基本委託料単価を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。但し、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（但し、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び企画提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 企画提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この企画提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が 4 に規定する参加資

格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。(消せるボールペンは不可)